

大津市多様な集団活動事業利用料補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、小学校就学前の子どもが多様な集団活動事業を利用するのに要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、保護者の経済的な負担を軽減し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 多様な集団活動事業 子ども・子育て支援交付金の交付について（平成28年7月20日府子本第474号内閣総理大臣通知）別紙の子ども・子育て支援交付金交付要綱第3条第4号に掲げる事業のうち地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援に係る事業をいう。

(2) 対象施設等 市内において満3歳以上の小学校就学前の子ども（以下「幼児」という。）を対象とした多様な集団活動事業を行う者（以下「事業者」という。）が設置等する次に掲げる要件を満たす施設等であって、次条の規定により市長の認定を受けたものをいう。

ア 標準的な開所時間が、1日4時間以上8時間未満、週5日以上及び年間39週以上であること。

イ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第7条第10項第4号ハの政令で定める施設、法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設、法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者又は法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等（法第30条の2に規定する子育てのための施設等利用給付を受給している幼児の数が、当該施設等を利用する幼児の数のおおむね半数を超えない施設等を除く。）でないこと。

(3) 対象幼児 本市に住所を有する幼児であって、次のいずれにも該当する者をいう。

ア 対象施設等をおおむね1日4時間以上8時間未満、週5日以上及び年間39週以上利用し、当該利用する日の属する月の初日に当該対象施設等に在籍している者

イ 法第11条に規定する子どものための教育・保育給付若しくは法第30条の2に規定する子育てのための施設等利用給付を受けていない者又は法第59条の2第1項の規定により行われる保育を利用していない者

(対象施設等の認定)

第3条 対象施設等としての認定を受けようとする事業者は、大津市多様な集団活動事業対象施設等認定申請書（様式第1号。以下「認定申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、認定申請書の提出があったときは、その内容を審査し、対象施設等として適正であると認めるときは大津市多様な集団活動事業対象施設等認定通知書（様式第2号）により、対象施設等として適正でないと認めるときは大津市多様な集団活動事業対象施設等認定申請棄却（却下）通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

3 対象施設等の事業者（以下「認定事業者」という。）は、認定申請書の内容を変更（軽易なものを除く。）しようとするときは、大津市多様な集団活動事業対象施設等認定変更申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

4 第2項の規定は、前項の変更申請書の提出があった場合について準用する。

5 市長は、認定事業者が偽りその他不正な手段で対象施設等としての認定を受けたときは、当該対象施設等の認定を取り消すことができる。

（在籍名簿の報告等）

第4条 認定事業者は、第7条第1項の規定によりこの要綱による多様な集団活動事業利用料補助金（以下「補助金」という。）の交付の申請をした者に係る対象幼児の当該対象施設等の利用に関する実績を、毎年3月31日までに在籍名簿（様式第5号）により、市長に報告しなければならない。

2 認定事業者は、多様な集団活動事業の利用に関する帳簿及び関係書類を整備するとともに、当該多様な集団活動事業を実施した年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（補助対象者）

第5条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、対象施設等を利用する対象幼児の保護者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 本市に住所を有すること。

(2) 市税の滞納がないこと。

(3) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

(4) 対象幼児について補助金の交付の申請を行う者以外の保護者がある場合にあっては、当該保護者が前2号に掲げる要件に該当すること。

(補助対象経費及び補助金の額)

第6条 補助金の交付の対象となる経費は、対象施設等の利用料（入園料、施設設備費、延長利用又は預かり保育の利用料、実費徴収費（食材費、通園費等の対象施設等において提供される便宜に要する費用をいう。）その他これらに類するものを除く。以下「利用料」という。）とする。

2 補助金の額は、対象幼児1人につき、1月当たり、次に掲げる額のうちいずれか低い額とする。

(1) 保護者が認定事業者を支払った当該対象幼児に係る利用料の月額からその額に関して本市又は本市以外のものから交付を受けた助成金その他相当の反対給付を受けない給付金の額を控除して得た額

(2) 20,000円（対象施設等として認定を受けた日の属する年度の前年度以前の直近3年間（対象施設等を設置した日から3年を経過していない場合にあっては、その設置をした日から当該認定を受けた日の属する年度の前年度までの期間）における1月当たりの利用料を平均した額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）が20,000円を下回る場合は、その額）

(交付申請書)

第7条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の申請書は、大津市多様な集団活動事業利用料補助金交付申請書兼請求書（様式第6号。以下「交付申請書」という。）によるものとする。

2 交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 利用料の支払いが確認できる書類

(2) 同意書（様式第7号）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(決定通知書)

第8条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市多様な集団活動事業利用料補助金交付決定通知書（様式第8号）により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市多様な集団活動事業利用料補助金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第9号）により行うものとする。

(実績報告及び補助金の額の確定)

第9条 規則第14条の規定にかかわらず、補助金に係る実績の報告は、交付申請書の提出を

もってなされたものとみなす。

2 規則第15条の規定にかかわらず、補助金の額は、前条第1項の規定により通知した額で確定するものとする。

(交付請求書)

第10条 規則第18条の規定にかかわらず、補助金の交付の請求は、交付申請書の提出をもってなされたものとみなす。

(取消通知書)

第11条 規則第19条第4項の規定による通知は、大津市多様な集団活動事業利用料補助金交付決定取消通知書(様式第10号)により行うものとする。

(返還通知書)

第12条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、大津市多様な集団活動事業利用料補助金返還通知書(様式第11号)により行うものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和3年2月1日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

2 この要綱は、国の子ども・子育て支援交付金(多様な集団活動事業に係るものに限る。)の交付措置が終了するに至ったときは、廃止するものとする。